

コワーキングスペース・ドロップインスペース 利用規約

(コワーキングスペースの目的)

第1条 おもてなしラボのコワーキングスペースは、利用希望者のビジネスに対する挑戦の促進と利用希望者相互の連携を助けることによる地域のビジネスコミュニティを創造することを目的とし、これを通して佐倉市新町を中心に地域に新たなつながりと生き生きとした環境が生まれることを目指して運営されています。

(コワーキングスペース・ドロップインスペース)

第2条 コワーキングスペースとはおもてなしラボ2階のゲストハウス、トイレ、シャワー室、洗面所以外の2階スペースを言います。

2、コワーキングスペース・ドロップイン利用者（以下「利用者」という）は、コワーキングスペースにおけるドロップインスペース（以下「ドロップインスペース」という）において1区画、1席を利用することができます。

3、利用者は、ドロップインスペースの利用の他、トイレ、インターネット環境を合わせて利用することができます。

4、コワーキングスペースその他おもてなしラボ内は禁煙です。

(利用料金)

第3条 ドロップインスペースの利用料金は税込で1時間300円（税込）、1日1,500円（税込）です。

2、利用者は前項の料金を現金にてお支払いいただきます。

(利用時間)

第4条 ドロップインスペースの利用時間は祝祭日、年末年始を除く午前9時から午後9時までとします。

(規約の遵守)

第5条 利用者はドロップインスペースを利用する際は本規約を十分に理解し遵守していただきますようお願いいたします。

(ドロップインスペース利用の申し込み)

第6条 利用希望者は、前各条を理解しおもてなしラボが用意する書面「コワーキングスペース・ドロップインスペース利用申込書」によりドロップインスペースの利用の目的その他必要事項を記載したうえで申し込みを行い、その申し込みについておもてなしラボが承諾したときに限りドロップインスペースを利用することができます。

2、前項の「コワーキングスペース・ドロップイン利用申込書」による申し込みは、利用者の身分証明書（運転免許証、健康保険証、パスポート、学生証）と合わせて行うものとします。

3、おもてなしラボはドロップインスペースの利用を承諾した方に対し「ドロップインスペース会員証」を発行します。

(申し込みの拒絶)

第7条 おもてなしラボは利用希望者が本契約の条項を違反する恐れがあると判断した場合その他利用希望者がコワーキングスペース、住所指定サービスその他おもてなしラボの施設・設備・サービスを利用することで損害が生じると判断した場合には、利用開始までに申し込みを拒絶することができます。

(報告)

第8条 利用者は「コワーキングスペース・ドロップイン利用申込書」について記載した事項に変更がある場合、書面にて速やかにおもてなしラボに報告してください。

2、氏名、住所、法人については登記事項について変更がある場合、本規約第6条第2項による証明書類と合わせて報告してください。

(守秘義務)

第9条 利用者及びおもてなしラボは、本契約に基づきドロップインスペースその他おもてなしラボを利用する上で知り得た事項について、第三者に開示してはいけません。

(個人情報の利用)

第10条 おもてなしラボは、本規約に基づいて締結した契約につき知り得た個人情報は、おもてなしラボ運営にのみ利用し保存します。

(禁止事項)

第11条 利用者は以下の行為をしてはいけません。

- ・利用目的と異なる目的での利用
- ・利用時間を過ぎての利用
- ・おもてなしラボ内における政治活動・宗教活動
- ・暴力団その他反社会的な活動を目的する個人・団体等による利用
- ・危険物を持ち込む利用
- ・法令により許可・認可・届出その他の資格等が必要な利用にもかかわらず、それらを有さずに行う利用
- ・法令において禁止されている活動を目的とした利用
- ・他の利用者等その他おもてなしラボ利用者に対して必要以上に話しかける行為、個人情報を聞き出行為その他の迷惑行為
- ・おもてなしラボの許可を得ずに行う営業行為、販売行為、勧誘行為、募金行為
- ・おもてなしラボの許可を得ずにおもてなしラボ内にてチラシその他の広告物を配布し又は設置する行為その他設置のために画鋸、釘等を打ち込みその他粘着テープ等をはりつける等の壁面を傷つける行為
- ・おもてなしラボ内の設備、備品等を損壊する利用
- ・指定場所以外での喫煙のある利用
- ・おもてなしラボの許可を得ずに行う飲食・飲酒を伴う活動
- ・泥酔状態での利用
- ・セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、モラルハラスメント、ストーカー行為

その他ドロップイン利用者その他おもてなしラボ利用者が身体的・精神的に被害を被る行為

- ・利用者お延びその関係者の施設外での座り込み、たむろ
- ・利用者及びその関係者の近隣に迷惑となる騒音、臭気を伴う利用
- ・利用者及びその関係者の近隣に迷惑となる自動車、自動二輪車、自転車等の駐輪を伴う利用
- ・おもてなしラボが管理不能又は管理に支障がある利用
- ・その他公序良俗に反する目的のための利用

(強制解除)

第12条 利用者に以下の事実があったときは、おもてなしラボは即時に本契約を解除します。

- ①利用申込書の記入事項に事実と異なる記載をしての利用
- ②再三の注意にもかかわらず禁止事項を行うとき
- ③売春、賭博、覚醒剤の使用、盗聴その他の犯罪行為があったとき
- ④暴力団、宗教団体、政治団体、反社会的勢力としての活動のための利用があったとき、またはこれらの活動のために利用させたとき
- ⑤性風俗関連の事業を行うとき
- ⑥マルチ商法その他のネットワークビジネス及びこれに関連する事業として行っているとき
- ⑦利用者等その他おもてなしラボ利用者に対して本条④⑤⑥⑦の営業行為・販売行為・勧誘行為その他迷惑となる行為があったとき
- ⑧おもてなしラボの許可なコワーキングスペース利用の権利を第三者に譲渡及び転貸する行為
- ⑨守秘義務に違反したとき
- ⑩8条の報告事項を怠り甲の情報が不明確であるとき
- ⑪仮差押え、仮処分又は強制執行があったとき
- ⑫競売開始、破産、民事再生手続きの申し立てがあったとき
- ⑬契約締結時と比べ信用状態に重大な変化がある場合
- ⑭コワーキングスペースその他おもてなしラボ内の設備・施設等を滅失・棄損・汚損したとき
- ⑮主務官庁等による営業の停止があったとき

2、前項の場合において、固定席利用者等は即刻退場しコワーキングスペースその他おもてなしラボにて利用していた施設について、原状回復してください。

3、本条1項により強制解除が決定した後に原状回復せずに退去した利用者には、原状回復に要した費用を全額賠償していただきます。

(損害賠償)

第13条 利用者等が、故意または過失によってコワーキングスペースその他おもてなしラボ内の施設・設備を破壊し棄損し汚損等した場合は、本利用者には直ちにその事実をおもてなしラボに報告していただくと共にその損害を賠償していただきます。

2、前項において他の利用者等その他おもてなしラボ利用者において生じた損害についても同様とします。

(免責事項)

第14条 おもてなしラボは、以下についてはその損害の賠償を免れる。

- ①地震・風水害等の天災地変や暴徒等を原因とする災害・停電・事件・事故等の損害その他それらを原因とするガス・水道・電気・IT設備その他諸設備の故障、破壊により生じた損害
- ②本利用規約の変更
- ③おもてなしラボの維持保全のために行う保守点検、修理等を原因とする損害
- ④おもてなしラボ内における私物の紛失
- ⑤利用者における個々の紛争、利用者同士その他おもてなしラボ利用者との紛争
- ⑥その他おもてなしラボの責めに帰すことのできない事項

(協議)

第15条 利用者等及びおもてなしラボは本契約に定めのない事項や、本契約の解釈について疑義を生じ事項については誠意をもって協議するものとする。

(管轄裁判所)

第16条 本契約において争いが生じた場合、おもてなしラボの住所地を管轄する裁判所を第一審の管轄裁判所とする。